

# よこはま都市消防



## 記事

---

- **事務局だより**
  - ・平成 25 年度防災功労者表彰
  - ・「小規模社会福祉施設 防火・防災研修会」について
- **横浜消防トピック119**
  - ・横浜市消防局予防行政の推進について



## 平成25年度防災功労者表彰

平成26年6月27日(金)に開催された平成26年度定時総会の席上、  
次の方々が平成25年度防災功労者表彰を受賞されました。

区 別	受 賞 者 名
鶴 見	株式会社築港 横浜化学品センター
神奈川	日清オイリオグループ株式会社 横浜神奈川事業所 所長 松本 暁虎
西	日産自動車株式会社 グローバル本社
中	川本工業株式会社
南	有限会社 太田屋 富田 忠雄
港 南	株式会社京急百貨店
保土ヶ谷	モンテファーレ
旭	株式会社 アサヒマーク 会長 漆原 辰男
磯子	東京ガス株式会社根岸工場
金 沢	株式会社 日本製鋼所 横浜製作所 総務部長 恒松 直樹
港 北	社会福祉法人 仁成会 尚花愛児園
緑	株式会社ジェス 代表取締役会長 宇都木 伊信
青 葉	アイビー商事株式会社 代表取締役社長 石原 博
都 筑	東塗装株式会社 取締役相談役 岸 勝治
戸 塚	山崎製パン株式会社 横浜第一工場
栄	モンテカティーニ 代表 金子 勝
泉	有限会社 大貫商事 取締役会長 大貫 芳夫
瀬 谷	株式会社 エスシー・マシーナリ東京機械センター 常務執行役員所長 吉田 浩次

(順不同、敬称略)

# 『小規模社会福祉施設防火・防災研修会』について

防災コンサルティング課

## 小規模社会福祉施設における 「防火・防災安全研修会」に参加しませんか！ 横浜市防火防災協会が防火・防災訓練の お手伝いをします！

このような表題を掲げたパンフレットなどを、横浜市の関係機関から小規模社会福祉施設に周知していただき、今年も、社会福祉施設における防火防災研修会を開催しました。

この研修は平成 21 年からスタートし、毎年実施して今年で 5 年目になります。毎回、200 人程の社会福祉施設の職員の方々が参加して和気あいあいと研修が行われております。

研修風景は、平成 25 年「よこはま都市消防No.19」で紹介しましたが、実際に自動火災報知設備と火災通報装置の模擬装置を連動させ、火災通報装置用試験装置からの確認の電話対応などを経験して、火災通報装置の仕組みと対応を理解したり、火災・避難誘導シミュレーションを体験するなど、全員参加体験型の研修となっています。

### 2 階建ての小規模福祉施設を想定した会場設定



1 階事務室  
自動火災報知設備受信機と火災通報装置



2 階  
3 種類の感知器と発信機、火災通報装置



模擬司令室  
火災通報装置と司令室の通話



三つの装置の全景

## 講習風景



今年は4回実施しましたが、昨年を上回る204人の方々の参加となりました。

最初に、最近の災害状況及び法令の改正等の状況説明が行われました。

その後、自動火災報知設備・火災通報設備の説明を模擬装置で説明しました。また、初期消火に有効な消火器の説明を行いました。



[ 自動火災報知設備受信機の説明 ]



[ 消火器の説明 ]

## 想定訓練



事務所で一人で仮眠中に、自動火災報知機が鳴動しました。受信機で発報場所が2階であることを確認して、通報は火災通報装置が自動的に119番通報してくれますので、ヘルメットをかぶり、軍手をして消火器を持って現場へ向かいます。



2階へ向かいながら、各居室の方へ火災の発生を知らせます。



初期消火にあたっては、姿勢を低くして煙を避けて消火を行います。また、初期消火に失敗した場合は、ドアを閉めて火災の延焼を遅らせることが大切です。



2階の一室には動けない方がいたので、毛布を使用して、1階まで搬送しました。

## 誤報の際の対応



自動火災報知機の感知器等が誤発報した際、発報した場所を確認した後、司令室に「火災ではなかったこと」の情報提供を行います。

## 一人搬送法と初期消火訓練



想定訓練終了後は、全員で毛布を使用した一人搬送法と消火器の取り扱い訓練を行いました。

## 参加者の感想

- もし火事が起きたら、自動火災報知設備と火災通報装置が、自動的に火災の発見・通報を行ってくれると教わり、初期消火を素早く行い、火災を小火で収めることが大切だと思った。
- 火災通報装置の仕組みがよくわかり、誤発報の場合や災害の時に対応ができる自信を持てた。
- 動けない方への毛布を使った搬送法を講師の方から教わったが、自分の所にあるものを使った救助法を考えておくように言われ、これから検討する。



# 横浜市消防局予防行政の推進について

横浜市消防局予防部長 久保田 真人

## ① はじめに

本年 4 月 1 日付で横浜市消防局予防部長に着任しました久保田真人です。

皆様には、消防行政の推進にあたり、多くの場面でご理解とご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

私の消防局（以下「当局」という。）における経歴をご紹介しますと、そのほとんどが災害現場活動を中心とした警防業務を担当してきており、事業所の皆様との接点といたしましては、消防訓練などの際に大変お世話になってきた経緯があります。予防部という部署は初めての経験となりますが、多くの災害体験を通して日頃の予防対策と災害防御活動の関心に関心のあった私にとって、効果のある予防対策を新たな視点から推進できるというフレッシュな気持ちとチャレンジャーとしての躍動感に溢れているところです。

これまでの横浜の火災の歴史をたどりますと、戦後の混乱期中、昭和 26 年には死者が 107 人発生した国電桜木町電車火災。また、昭和 30 年には戸塚区で 99 人の死者が発生した聖母の園養老院火災がありましたが、以降は市町村最大の都市であるにもかかわらず、社会問題となるような多くの死傷者を出す火災を発生させていないことは、消防法の改正や常備消防力の強化がなされたことと併せて、先駆者たちの安全都市実現に向けた取組と、事業者の皆様とともに、火災予防行政を着実に推進してきた成果ともいえることでしょう。

さて、最近の防災施策は、東日本大震災後、防災から減災へ方針が転換され、自助の芽生えから共助へのつながりを持たせ、地域や事業所が協力して減災に努める方向となっております。当局としては、地域の皆様の協力とともに、事業所が担う地域への役割も大きなものと捉え、事業所内の減災はもとより、地域との連携による減災対策を推進したいと考えております。例えば、大型ショッピングセンターとの大規模地震発生時の協力体制の覚書の実施など、それぞれができることを出し合い、地域と一体となった減災対策を推進しているところもあります。

一方国では、経済的な意味からも、例えばエネルギー施設の減災を図るため、自衛消防隊の強化とともに消防本部との細やかな連携について検討がなされております。

災害現場を数十年にわたり対応してきた私の経験から、安全・安心な防災都市ヨコハマの実現に向けた取組が、市域一体となって推進できるよう様々な対策を取っていきたいと考えております。

## ② 最近の事業所の火災の傾向

市内には、商業施設や工場など大小様々な事業所が存在していますが、平成 24 年の広島県福山市ホテル火災や平成 25 年福岡市診療所火災等のような多数の人的被害等を伴う火災は近年発生していません。この理由の一つとして、多くの事業所の皆さんが防火管理業務を適正に行っていただ

ていることの現れであることが考えられますが、その対応をひとたび怠れば、甚大な被害の発生につながる恐れがあるということは言うまでもありません。

事業所における過去5年間の火災の状況ですが、発生件数が毎年一番多いのが飲食店関係となっており、食用油の加熱出火やこんろ周囲の可燃物への着火などが火災の主な原因となっています。次に多いのが作業場や工場の火災です。作業等に用いる溶接機や切断機、粉碎機に起因した火災が発生しているほか、飼料などから自然発火した火災も起きています。このほかにも、簡易宿泊所、倉庫、事務所、物品販売店舗など様々な形態の事業所で火災が発生しています。

火災発生時の事業所の対応状況に目を向けてみますと、119番通報については、8割以上の割合で事業所からの通報が実施されているものの、通報が遅いケースや、通報そのものをしておらず後日火災の事実を消防署が確認したケースなどもあることから、迅速かつ的確な通報の重要性を改めて認識していただく必要があると考えています。初期消火の状況については、実施率は比較的高く、また、初期消火が成功している割合も約6割となっており、日頃の事業所での消防訓練等による一定の効果が現れていると考えられます。

出火防止対策を第一に、また、日頃からの防災教育や訓練等を通じ、防火安全対策を万全にしておくなど、事業所の自助・共助による積極的な取組が求められています。

### ③ 違反公表制度について

平成26年6月5日に「横浜市火災予防条例」の一部を改正する条例が公布され（施行日：平成26年10月1日）、重大な消防法令違反対象物を当局ホームページで公表する制度が、本市において新設されました。公表の対象となる防火対象物や違反内容等の詳細は、規則で定めることになっており、現在、規則改正の手続きを進めているところです。

#### ◆ 当局における違反公表制度の検討経緯

条例改正に至るまでの当局の検討経緯について説明しますと、広島県福山市ホテル火災を踏まえた、国の「ホテル火災対策検討部会」の報告書が平成25年7月にまとまり、適マーク制度の実施と併せて、違反対象物の公表も行うことが建物利用者の立場から非常に効果的であると、違反公表の必要性について言及されました。これを受け、当局では、既に違反公表を実施していた東京消防庁の制度を研究し、検討を開始しました。

その後、国で違反公表制度の検討会が立ち上がり、当局の査察課長が委員として参加するようになり、国と連携を取りながら当局の考えを整理する中、昨年12月に総務省消防庁から、違反対象物に係る公表制度についての通知が出され、今回の条例改正に至りました。

#### ◆ 当局の違反公表制度

総務省消防庁の通知では、公表の対象となる防火対象物は特定用途防火対象物、公表の対象となる法令違反の内容は屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について設置義務があるにも関わらず設置されていないものとしています。

当局の違反公表制度は、総務省消防庁の通知を基本としつつ、先行実施している東京消防庁の取組も参考にし、市内における火災傾向や違反実態などを分析した上で、公表対象物は全ての

防火対象物、公表の対象となる法令違反の内容は総務省消防庁の通知に加え、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていても、全体的な機能が失われているものとしています（下図「規則に定める内容（案）」参照）。当局では、火災から被る人命被害の軽減を目指し、より有効に建物利用者等に情報提供できる仕組みにしたいと考えています。

#### 【規則に定める内容（案）】

	防火対象物	すべての防火対象物
公表対象	違反の内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるもので、 ① これらの消防用設備等が設置されていないもの ② 設置されているが、維持管理の不良により全体的な機能が失われているもの

## 4 繁華街における査察について

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災は、死者44人という大惨事となりました。放火によるものでしたが、これだけの死者を出した最大の原因は、屋内階段や防火戸の管理が不適切であったことです。一か所しがなく、かつ狭く急な屋内階段は、各店舗の物品が所狭しと置かれ、避難どころか延焼拡大の経路となってしまいました。また、各店舗の防火戸が正常に閉鎖せず火煙が急速に拡散してしまったのです。

このビルは、火災前に新宿消防署の立入検査を受け、9項目にわたる消防法令上の不備を指摘されていましたが、ほとんど改善していませんでした。いずれも利潤追求に急ぐあまり、防火、防災意識が極めて希薄で、改善を怠ってきたのです。

こうしたずさんな防火管理が被害を拡大させたとして、ビル所有会社の役員等が業務上過失致死傷罪等で起訴され、5人の有罪判決が確定しています。

この火災を契機に消防法が改正され、立入検査権限や罰則が強化され、ビルのオーナーなど管理権原者は、より重大な法的責任を負うこととなりました。



本年2月実施の夜間繁華街査察

### ◆当局の繁華街査察の取組

横浜駅、関内駅、新横浜駅周辺など市内有数の大規模繁華街には、連日、多くの人々が集まりにぎわいを見せています。歌舞伎町ビル火災を教訓として、当局では繁華街における夜間一斉査察（無通告検査）を行っており、今年度は繁華街査察の取組を強化し、実施区域及び実施回数を拡大します。

査察で、階段室内など火災予防や避難に支障となるような大量の物件放置を確認した場合は、改正消防法の規定に基づき、その場で物件の除去命令を発動し即時是正を求めます。また、ビルや店舗の入口には、命令中であることを記載した標識を貼付します。

## ◆「初黄・日ノ出町周辺地区治安対策会議」

この対策会議は、同地区の治安対策を講じ、街の安全・安心の基盤整備を図ることを目的としたもので都市整備局、建築局、水道局、中区役所、当局、神奈川県警等が集まり、情報共有や合同査察等に取り組んでいます。

繁華街査察にも参加するなど垣根を越えた一体的な取組に、内外から注目が集まっています。



垣根を越えて連携する「初黄・日ノ出町周辺地区治安対策会議」(H26.3)

## 5 危険物行政について

### ◆ 事業所における危険物事故対応について

本年5月に東京都町田市で発生した作業場火災では、8名の負傷者が発生したほか、マグネシウム等の水による消火が適さない物質に起因する火災であったため、鎮火に長時間を要しました。

危険物は一旦火災になると、社会的にも大きな影響を及ぼすため、我々消防としても日頃から警防部門と予防部門が一体となった対応を心掛けていますが、事業所からの迅速かつ的確な情報提供が消火活動等には不可欠です。

近年、全国的に危険物に係る事故は増加傾向にあり、特にコンビナート区域における爆発火災等により、従業員や消防職員が多数死傷する事故が続発しており、本年2月に内閣官房の主導により、総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省が参加して「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が設置されました。その報告書によりますと、最近の重大事故の原因・背景に係る共通点として、①リスクアセスメントの内容・程度が不十分、②人材育成・技術伝承が不十分、③情報共有・伝達の不足や安全への取組みの形骸化が挙げられています。

このうち、③の情報共有・伝達の不足とは、主に事業所内における従業員間のことを指していることと思いますが、一方で消防職員が殉職している事例にも照らせば、事業所と消防機関との情報共有・伝達についても包含されるのではないかと考えます。

特定事業所や不特定多数の人を収容する施設の火災では、何よりも初期の情報を的確に消防機関と事業所が共有できることが重要であります。多くの場合、特に休日夜間においては、それがなされないことが多く、被害を拡大させる原因にもなっております。私自身、事業所の実災害において、消防隊の活動に必要な情報が事業所側からほとんど提供されず、指揮命令に苦慮した経験を何度もしており、中には間一髪といった事案もありました。

そこで、今年度からは他都市で既に導入している制度に倣い、特にコンビナート区域の事業所に対し、事故発生時の初期段階から、消防隊が的確かつ安全な活動をするために必要な情報を迅速かつ確実に一元化して提供してもらう制度を導入する予定です。

この制度をしっかりと機能させていくことにより、消防隊の的確・安全な活動とともに、事業所においても情報が輻輳して混乱することなく、情報受伝達の流れが確立し、二次災害防止、被害の軽減に繋がることを期待しています。

## ◆ 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて

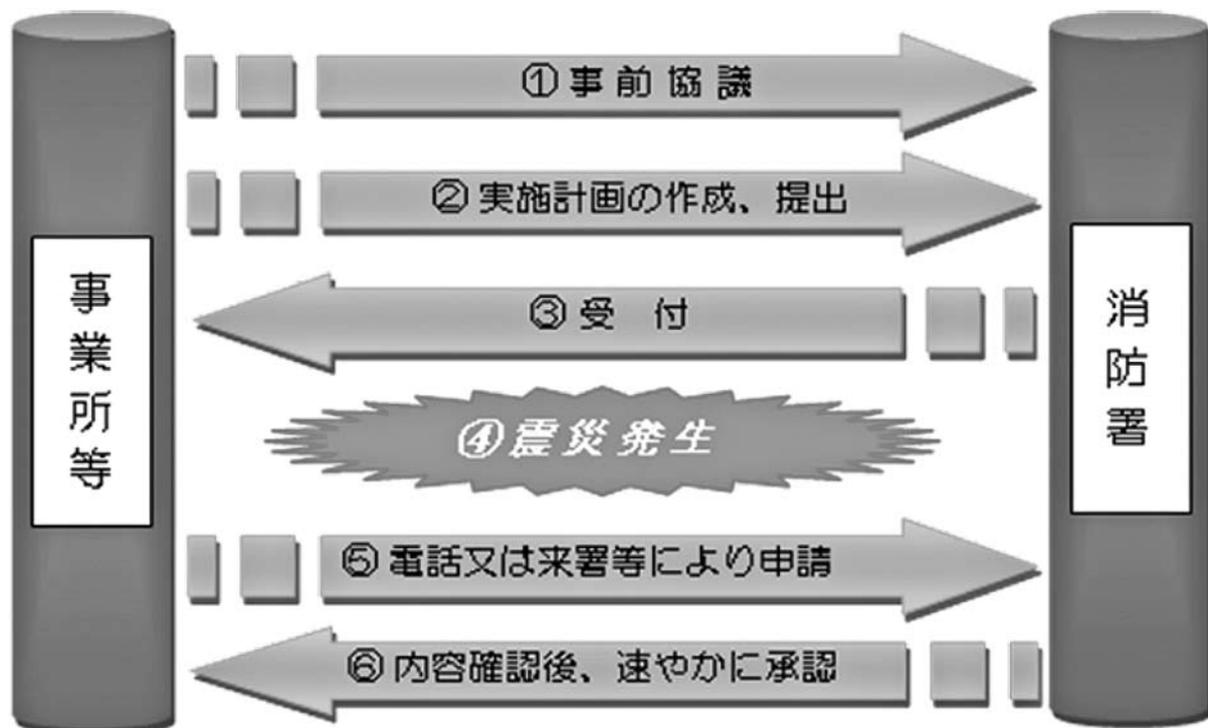
東日本大震災においては、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したことなどにより、地下タンクから手動ポンプを用いた車両等への給油・注油、また移動タンク貯蔵所から重機への給油など、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが行われました。

このような状況下での安全を確保するため、国において、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインが策定されました。

本市におきましても、首都直下地震等が発生した場合、東日本大震災と同様の状況が想定されることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策に係る指導及び迅速な承認をするため、手続き等の運用を定めました。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、原則として申請書の提出により行われるものでありますが、震災による混乱や早期の燃料供給再開等の社会的需要など、また消防署においても災害対応等により承認申請を迅速に処理できないことも想定し、臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが予想される事業者等に対し、実施計画書の提出及び事前協議を指導し、これらの事業所等が震災時に実施計画書に基づき危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合に限り、承認申請を電話等により行うことができ、消防署もこれを口頭で承認するものです。

あらかじめ、実施計画書の提出及び事前協議をしていただくことにより、震災後の社会的需要にもスムーズに応えられるとともに、二次災害の未然防止や事業所等における震災対策への意識が高まることを期待しています。

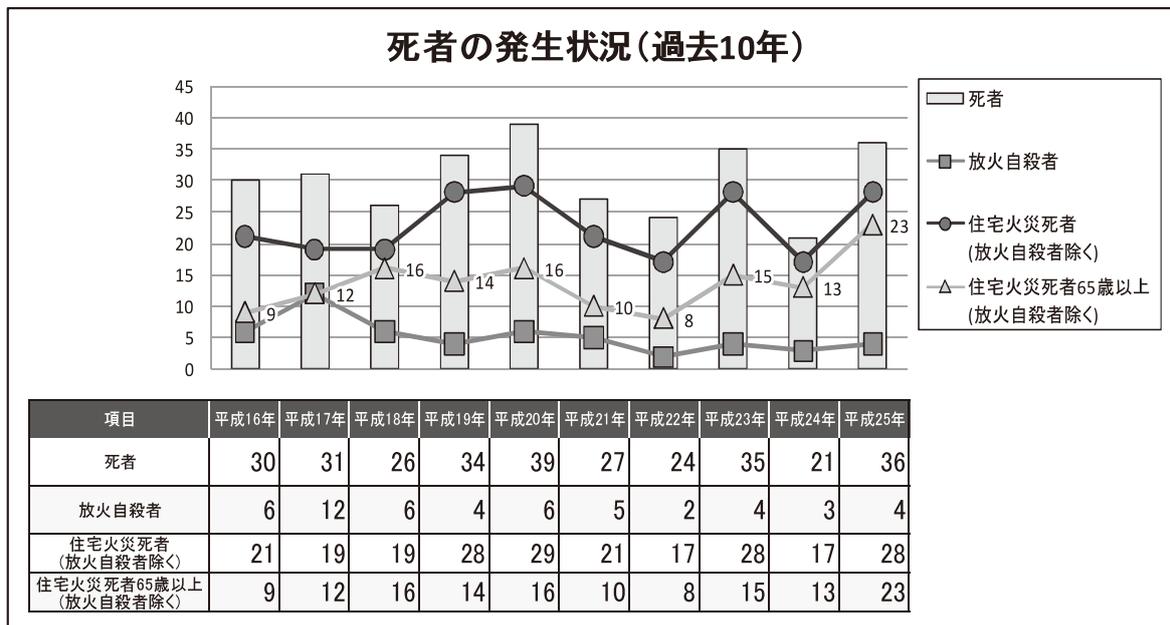


## 6 住宅防火対策について

本市火災件数の約半数を占めているのは、戸建住宅やマンションなどの住宅火災です。

昨年度は、この住宅火災により28人の死者(放火自殺者を除く。)が発生しており、そのうちの8割を超える23人が65歳以上の高齢者でした。高齢者の死者数は、平成元年以降の平均値を2倍以上超えており、平成に入ってから是最も多い人数となりました。

こうした住宅火災を防ぐため、市内の約88.6%の住宅で設置が進んだ住宅用火災警報器の適正な維持管理の促進や寝具類における防災品の使用推奨などのほか、出火防止意識の向上も含めた広報活動を広く展開しています。また、増加する高齢者の安全対策として、在宅高齢者へのサービスを提供している事業者の方々と連携し、防火・防災に関する情報を直接高齢者に届ける取組も進めています。



## 7 おわりに

命は何より尊いものであり、一度失くした命は元に戻すことはできません。その意味からも、大規模地震による同時多発災害発生時には、たとえコンビニナートが燃えていようと、そこは事業所の自衛消防隊による対応をお願いし、公的消防機関としては一般住民の方々の救出や居住区域での延焼拡大防止活動を優先することをご理解いただくとともに、事業者・公設消防がそれぞれの役割をしっかりと果たし、予防対策は勿論、被害を最小限にとどめる減災策をしっかりと確立させていきたいと考えております。

今後も訓練会や研修会などを通して、顔の見える関係の中で横浜の安全・安心を構築してまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。